

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南砺市長 田中 幹夫

市町村名 (市町村コード)	南 砺 市 (162108)
地域名 (地域内農業集落名)	高瀬 地区 (神子畑、勸学院、大宮司、愛農、信農、三清東)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月30日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、6集落で構成されており、内3集落は集落営農組織が農地を管理している。また、残る3集落は認定農業者が受け手となり農地の集約を行っている。また、個人農家が数件あるが、高齢化傾向にあり将来離農者の増加も見込まれるため、認定農業者が主に面的集約を図っていく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域は、水稻を主穀作とし水田転作には大麦や大豆を栽培してる。また、特産作物として「たまねぎ」の栽培にも取り組んでいる。しかし、農業を担う労働者は高齢化傾向にあり、将来的には地域全体を1農場に集約化し、認定農業者や新規就農者を募り、儲かる農業への仕組みづくりを進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	270.32 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	270.32 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地で農業上の利用が行われる農地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

担い手の農業に支障が無い範囲で、担い手への農地の集積・集約化を基本として、農地バンクへの貸付けを進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

個人経営の利用者が営農継続が出来なくなった場合などは、担い手への集積・集約化が進め、農地バンクを活用していく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

農地を保全していくため、市やJA等と連携して、地域内外からの多様な経営体の受け入れに務める。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業		④輸出		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設		⑨耕畜連携		⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害の恐れが高いエリアは、侵入防止柵の設置等の鳥獣被害防止策を行う。
 ②アルギットニラなどの特別栽培農産物の栽培もしており、減農薬、減化学肥料に取り組んでいく。
 ③ドローンや水位センサーなど、スマート農業を活用し、人手不足の中での、作業の省力化を推進して経営継続を図る。
 ⑦大麦収穫後の適切な圃場管理をはじめ、畦畔等の適期除草を徹底し、農村環境保全に努める。
 ⑧拠点となる農業用施設へ機械を集約するなど、効率的な営農体制の整備を推進する。